

電源立地地域対策交付金により造成した基金の公表

令和6年3月末現在

基金の名称	伊方町一般廃棄物最終処分場整備基金
令和5年度基金造成額（交付金相当額）	343,516,000円（343,516,000円）
令和5年度末残高（交付金相当額）	1,065,954,981円（957,489,981円）
基金事業の概要	既存の最終処分場の受け入れの終了が令和7年度に見込まれていることから、新たな最終処分場を整備するため、本基金を造成。
基金の処分期間	基金造成後10年以内
基金事業の目標	廃棄物の適切な処理による生活環境の保全及び向上を図ることを目標とする。

基金の名称	伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金
令和5年度基金造成額（交付金相当額）	213,230,000円（213,230,000円）
令和5年度末残高（交付金相当額）	470,222,277円（470,222,277円）
基金事業の概要	鳥津地区における、国道へのアクセスの向上や自然災害や不測の事故発生時における緊急輸送路の確保するため、本基金を造成。
基金の処分期間	基金造成後7年以内
基金事業の目標	鳥津地区における生活道路及び災害時の避難路の確保による地域住民の生活環境の向上を図ることを目標とする。

基金の名称	伊方町道路新設改良工事基金
令和5年度基金造成額（交付金相当額）	—
令和5年度末残高（交付金相当額）	185,216,978円（185,216,978円）
基金事業の概要	集落を結ぶ重要幹線道路、公共施設及び集落内へのアクセス道路、災害時等の緊急輸送道路など、計画的な整備を推進するため、本基金を造成。
基金の処分期間	基金造成後4年以内
基金事業の目標	各道路整備等により、通行の安全確保、事故の未然防止、災害時の避難道路の確保等を実現し、地区の生活環境の向上及び町民が安心して生活できるまちづくりを図ることを目標とする。

基金の名称	上水道重要給水施設等管路耐震化基金
令和5年度基金造成額（交付金相当額）	—
令和5年度末残高（交付金相当額）	143,177,608円（143,177,608円）
基金事業の概要	水道施設の内、重要給水施設管路（行政拠点・医療施設・避難所等の給水に関連する管路）及び老朽化により緊急性の高い管路の耐震化を早急に取り組む必要があるため、本基金を造成。
基金の処分期間	基金造成後8年以内
基金事業の目標	自然災害等による被災時に、できる限り安定した給水を確保することで、町民の安心・安全な生活の早期復興を可能にすることを目標とする。

基金の名称	伊方町電源立地地域対策交付金公共用施設維持運営基金
令和5年度基金造成額（交付金相当額）	—
令和5年度末残高（交付金相当額）	0円（0円）
基金事業の概要	町内の公共用施設を維持運営するために必要な人件費、光熱水費等の経費に充当するため、本基金を造成。
基金の処分期間	基金造成後5年以内
基金事業の目標	町内学校施設や保育所施設、体育施設、生涯学習施設等の公共用施設にかかる運営経費に充当することにより、施設の円滑な維持運営に資することを目標とする。

基金の名称	伊方町電源立地促進対策交付金施設維持基金
令和5年度基金造成額（交付金相当額）	—
令和5年度末残高（交付金相当額）	432,789,697円（432,789,697円）
基金事業の概要	旧電源立地促進対策交付金で整備した公共用施設について、災害や老朽化等の事由によりその機能を十分に発揮できなくなった場合や現状のまま放置すれば老朽化、陳腐化等によりその機能を十分に発揮できなくなる恐れがある場合に、当該施設を原形に復するために必要な補修または当該施設と一体的に整備した備品の更新若しくは修繕により低下した施設の価値を回復するための事業にかかる経費に充当するため、本基金を造成。
基金の処分期間	施設が存続する期間（令和10年度まで）
基金事業の目標	災害や老朽化等によりその機能を十分に発揮できなくなった、または、そのおそれのある公共用施設を修繕・更新し、原形に復旧させることにより当該施設の機能低下を防止し、利用者の利便性向上を図ることを目標とする。

基金の名称	伊方町電源立地地域対策交付金施設維持補修基金
令和5年度基金造成額（交付金相当額）	—
令和5年度末残高（交付金相当額）	466,106,697円（466,106,697円）
基金事業の概要	電源立地地域対策交付金で整備した公共用施設について、災害や老朽化等の事由によりその機能を十分に発揮できなくなった場合や現状のまま放置すれば老朽化、陳腐化等によりその機能を十分に発揮できなくなる恐れがある場合に、当該施設を原形に復するために必要な補修または当該施設と一体的に整備した備品の更新若しくは修繕により低下した施設の価値を回復するための事業にかかる経費に充当するため、本基金を造成。
基金の処分期間	施設が存続する期間（令和10年度まで）
基金事業の目標	災害や老朽化等によりその機能を十分に発揮できなくなった、または、そのおそれのある公共用施設を修繕・更新し、原形に復旧させることにより当該施設の機能低下を防止し、利用者の利便性向上を図ることを目標とする。